

令和5年度 柏市高齢者インフルエンザ予防接種について

1 対象者

接種時に柏市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方



- ①接種時に満65歳以上の方
- ②接種時に満60歳から65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（上記の機能に関する身体障害者手帳の1級に相当する方）
※身体障害者手帳の写し、または医師の診断書が必要となります。

※この予防接種は、本人が希望し、意思確認ができる場合に限り接種を受けられます。本人の希望が確認できない場合には、当制度を利用することはできません。

2 接種期間

（柏市予防接種指定医療機関で接種する場合）

令和5年10月1日（日）～令和6年1月31日（水）

（千葉県内協力医療機関で接種する場合）

令和5年10月1日（日）～令和5年12月31日（日）

3 接種費用

公費の助成は1回限り **自己負担1,500円**

（医療機関にてお支払いください）

※生活保護受給者の方は、事前に生活支援課で『保護受給証明書』を受け取り、医療機関に提出した場合には、自己負担が免除されます。事前申請なく接種し、支払いをした後に柏市から接種費用の返還はありません。また、非課税世帯の方は費用免除はありませんので、1,500円の自己負担がかかります。

4 次の方はかかりつけの医師とよくご相談ください

- ①心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害がある方
- ②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

問い合わせ 柏市 健康増進課 予防接種担当

電話：04-7128-8166 FAX：04-7164-1263

裏面もご確認ください

令和5年度 柏市高齢者インフルエンザ予防接種について(説明書)

★インフルエンザ予防接種は、発病予防効果が34～55%、死亡を防止する効果は8割程度です。
(インフルエンザ予防接種ガイドライン、厚生労働省ホームページ「インフルエンザ Q&A」より)

柏市高齢者インフルエンザ予防接種を受ける前に必ずお読みください

○予防接種を受ける前に

予診票を記入し、わからないことや気がかりなことがあれば、医師や看護師等とよく相談してください。十分に納得できない場合には、予防接種を受けないでください。

○予防接種を受けることができない方

- ①明らかな発熱を呈している人(体温が37.5℃以上の人)
- ②重篤な急性疾患にかかっている人
- ③インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、ひどいアレルギー反応やショック状態を起こしたことが明らかな人
- ④以前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどのアレルギー反応と想定される異常が見られた人
- ⑤その他、医師が予防接種を行うことが不適當な状態と判断した場合

○インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種を受けた後、接種した部位が腫れたり、痛むことがあります。また、微熱、頭痛、全身のだるさなどが見られることもあります。通常2～3日のうちに治ります。

予防接種を受けた後、接種部位のひどい腫れや熱、全身のじんましん、呼吸困難、繰り返す嘔吐、低血圧、高熱などの副反応と思われる症状が現れたら、接種した医師に相談し、医師の診察を受けてください。

○予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済の対象となります。その因果関係を専門家の審査会で審議し、認定された場合に市町村により医療費等の給付が行われます。

○予防接種を受けた後の注意

- ①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医師(医療機関)とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種当日の激しい運動や大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがありますので、避けましょう。
- ③予防接種当日の入浴は差し支えありません。